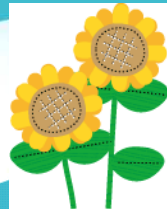


ファルマ・プラン便り

NO.46 夏号



“あおぞら薬局だより”は、1999年に初回発行し、その時々々の医療制度、病気や治療などのトピックス、薬の使い方や副作用、時には医師のインタビュー記事や、地域の人たちとの交流などを掲載し、今回で46号の発行を迎えることができました。

この度、さらに多くの方に読んで頂けるように、私ども(有)大阪ファルマ・プランのすべての店舗で配布することになり、これを機に、名称を“あおぞらだより”から“ファルマ・プランだより”に改名させていただきますことになりました。

皆様に役立つ情報をお届けしていきたいと考えております。ご愛読いただきます様よろしくお願ひいたします。



(有)大阪ファルマ・プランの紹介

1990年に大阪市西淀川区に1号店「あおぞら薬局」を開局し、現在、西淀川区（あおぞら薬局・そよかぜ薬局・すすらん薬局）淀川区（もえぎ薬局）大正区（すみれ薬局）港区（なぎさ薬局）、吹田市（あおば薬局）と、7店舗を展開しております。

私どもは、医療福祉宣言を指針とし、今後も地域の皆様のお役に立てるよう努めてまいります。どうぞよろしくおねがひいたします。

<http://faruma.co.jp/>

医療福祉宣言

1. 患者様中心の医療・福祉を目指します。
 - ①患者様の声にしっかりと耳を傾けることができる
 - ②患者様の痛み苦しみを共感できる
 - ③患者様の問題点を見つけ出し、共に解決することができる
 - ④患者様がちょっとしたとき、いざというとき、頼りにできる
2. 安全・安心・信頼の医療を目指します。
 - ①同じ副作用は繰り返さない
 - ②薬の有効性、安全性の更なる追求
 - ③正しい情報の共有
3. 患者様自身が積極的に治療を行い、結果、QOL改善に役立つ服薬支援ができるように努めます。
4. 地域とともに歩む「真のかかりつけ薬局」を目指します。
5. 常に社会に目を向け、医療倫理を学び、患者の権利擁護を追求する薬局を目指します。
6. 薬局業務の電子化の拡大に応じ、よりセキュリティを保障します。また、情報提供については個人情報保護法を順守します。
7. 地域医療の一員として、他の事業所と連携し、相互理解を深め、職能を活かし、患者様に還元できるよう、継続的改善を図ります。

サリドマイドと 医薬品副作用被害救済制度について



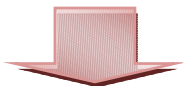
2008年10月にサリドマイドの製造販売が再び承認されました。

サリドマイドは、1958年睡眠薬「イソミン」の商品名で大日本製薬（当時）から発売され、安全性が高いと言われて市販の胃腸薬「プロバンM」にも配合されて販売されました。つわりに悩む妊婦に使われたケースで、手足の短い子供が生まれる「サリドマイド事件」が発生し、1963年6月大日本製薬を被告として最初の損害賠償請求が提訴され、1974年10月26日、東京地裁での製薬会社および国との和解成立をかわきりに、11月12日までに全国8地裁で順次和解が成立しました。国内の認定された被害者は300人を超え広く薬害として知られるようになりました。

その後90年代に入り、多発性骨髄腫（血液のがん）への有効性が認められたため、米国など17カ国では製造承認されるようになりました。日本でも医師が個人輸入して使うケースが増え、副作用防止対策が不十分な状態が続いており、血液がん患者らの早期承認の要望も高かったためこれを受けて、上記の販売に至りました。が、薬害を起こした「負の歴史」から、以下のように非常に厳格な管理のもとに現在は使用されています。

- 製薬企業が、患者・医師・薬剤師を登録し、処方量や服用量を管理
- 処方の前に妊娠の有無の検査、避妊の徹底
- 飲み残さず、不要になったら医療機関へ必ず返却

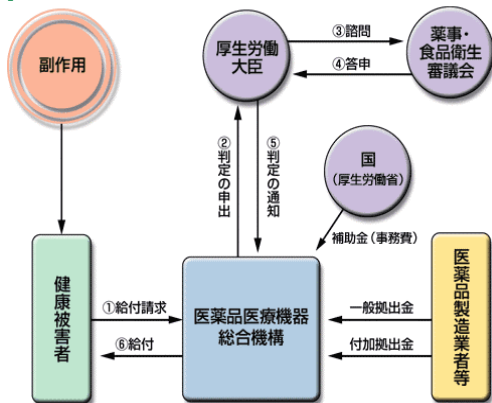
サリドマイドに限らず、医薬品は服用していて副作用の被害に合う可能性はゼロではありません。では、実際に自分が服用しているお薬で副作用被害にあってしまったらどうしたらいいのでしょうか？



そんな時 医薬品副作用被害救済制度 があります

どのような制度なのですか・・・??

医薬品は、有効性と安全性のバランスの上に成り立っているため、使用に当たって万全の注意を払ってもなお副作用の発生を防止できない場合があります。このため、適正に使っていても**副作用による一定の健康被害**が生じた場合に、国が**医療費等の給付**を行い、これにより被害者の救済を図ろうという制度です。（右図参照）



図：制度の概要



どのような被害が救済の対象になりますか・・・??

1980年5月1日以降に使用した医薬品（病院・診療所で処方されたものの他、薬局で購入したものも含む）を飲み方・使用量ほか、注意書きなどをきちんと守って使用したのに発生した、入院を必要とする程度の副作用や日常生活が著しく制限される障害・死亡が対象です。

ただし以下のような場合には、救済の対象となりません。



—救済の対象とならない場合—



- ① 法定予防接種（BCGや3種混合など）を受けたことによるもの。→他の救済制度があります。（任意の予防接種はこの制度の対象です）
- ② 医薬品の製造業者や販売業者などによる損害賠償の責任が明らかな場合。
- ③救命のためやむを得ず通常の使用量を超えて使用した場合。健康被害の発生があらかじめ予測されていた等の場合。
- ④がんその他の特殊疾病に使用される医薬品、大臣の指定した対象除外医薬品による場合。
- ⑤被害が軽度な場合や医薬品の不適切な使用によるものである場合。（個人輸入を含む）

この他にも請求期限等一定の条件があります。

請求の方法は・・・??

副作用による健康被害を受けた **本人や家族**が請求書や診断書、投薬証明書などの必要な書類を添えて、医薬品医療機器総合機構（以下医薬品機構）に直接行きます。

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会（副作用被害判定部会）がそれらをもとに医薬品の副作用によるものであるかどうかなど審議し、厚生労働大臣の判定が行われます。その結果をもとに医薬品機構において救済給付の支給を決定します。詳しくは次のホームページをご参照ください。

<http://www.pmda.go.jp>



最後に・・・

薬の副作用には、救済制度の対象になるような重篤なものから、軽微なものまで様々あります。もし薬の副作用かな?と思ったときには、勝手に止めるなど自己判断で解決せず必ず医師・薬剤師に相談してください。（おおぞら薬局 米山 隆浩）



お知らせ

8月3日に第5回地域学習会を開催します。テーマは「**サプリメント＝健康食品の使いかた**」です。ぜひご参加ください。

なお、薬剤師も募集しておりますのでよろしくお願いいたします。

(有)大阪ファルマフーズ

〒555-0024 大阪市西淀川区野里3丁

目 6-8



| | |
|--------|--------------|
| おおぞら薬局 | 06-6477-8080 |
| そよかぜ薬局 | 06-6475-4670 |
| あおば薬局 | 06-6318-3787 |
| すみれ薬局 | 06-6556-3808 |
| すずらん薬局 | 06-6476-0121 |
| なぎさ薬局 | 06-4395-7600 |
| もえぎ薬局 | 06-6886-4770 |

